

労働者派遣法に基づく情報公開

【事業年度：2023年6月1日～2024年3月31日】

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（派遣法第23条第5項）マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。このマージン率は、以下の計算式で計算されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

【事業所別の情報公開】

- 大阪支店 〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル8F
- 東京支店 〒104-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 木下ビルディング5F
- 広島支店 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F
- 名古屋支店 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山1-9-16 鐵鋼ビル7F

事業所	大阪支店	東京支店	広島支店	名古屋支店
派遣労働者の数	333人	303人	109人	49人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	116社	87社	41社	20社
派遣料金の平均額（1日8時間あたり）	20,358円	22,113円	17,440円	18,621円
賃金の平均額（1日8時間あたり）	12,697円	13,401円	11,603円	12,160円
マージン率	37.6%	39.4%	33.5%	34.7%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning（職能・職務・スキルアップ等）			
雇用安定措置を講じた人数	16人	16人	12人	3人
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	福利厚生：労働保険・社会保険加入、慶弔休暇、勤続10年リフレッシュ休暇、健康診断 ※労働条件によっては該当しない場合もある			
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	➤ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2025年3月31日） ➤ 協定労働者の範囲（すべての派遣労働者）			

【マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について】

社会保険料	雇用保険、厚生年金保険、健康保険、労災保険などの保険料
福利厚生費	派遣労働者の有給休暇、健康診断費用など
教育研修費	資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用
広告宣伝費	採用活動における求人広告費用
就業管理費用	派遣労働者の就業にかかわる費用（派遣先紹介、労務管理、給与処理など）
営業費用	オフィス賃料、営業社員人件費、通信費等をはじめとする諸費用